

令和5年度

杉谷埋立地浸出水（原水・圧送水）検査業務委託
仕様書

久留米市環境部

令和5年度杉谷埋立地浸出水（原水・圧送水）検査業務委託

1. 検査目的

公共下水道排除基準の遵守、及び一般廃棄物最終処分場の環境モニタリングを目的とする。

2. 分析項目及び分析方法

① 採水時測定項目（原水・圧送水）

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気

② 詳細検査項目（原水・圧送水）

項 目	分析 方法	
水素イオン濃度	JIS K 0102(2019) 12.1	
化学的酸素要求量	JIS K 0102(2019) 17	
生物化学的酸素要求量	JIS K 0102(2019) 21, 32.3	
浮遊物質量	S46 環境庁告示 59 号付表 9	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱物油	JIS K 0102(2019) 附属書 1. II-1
	動植物油	JIS K 0102(2019) 附属書 1. II-2
フェノール類	JIS K 0102(2019) 28.1.3	
銅	JIS K 0102(2019) 52.4	
亜鉛	JIS K 0102(2019) 53.3	
溶解性鉄	JIS K 0102(2019) 57.4	
溶解性マンガン	JIS K 0102(2019) 56.4	
クロム	JIS K 0102(2019) 65.1.4	
大腸菌群数	S37 厚生省・建設省令第1号別表1	
窒素含有量	JIS K 0102(2019) 45.6	
磷含有量	JIS K 0102(2019) 46.3.4	
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102(2019) 55.3	
シアン化合物	S46 環境庁告示第 59 号付表 1	
有機リン化合物	S49 環境庁告示第 64 号付表 1	
鉛及びその化合物	JIS K 0102(2019) 54.3	
六価クロム化合物	JIS K 0102(2019) 65.2.1	
砒素及びその化合物	JIS K 0102(2019) 61.3	
総水銀	S46 環境庁告示第 59 号付表 2	
アルキル水銀化合物	S46 環境庁告示第 59 号付表 3	
P C B	S46 環境庁告示第 59 号付表 4	
トリクロロエチレン	JIS K 0125(2016) 5.2	
テトラクロロエチレン	JIS K 0125(2016) 5.2	
四塩化炭素	JIS K 0125(2016) 5.2	
ジクロロメタン	JIS K 0125(2016) 5.2	
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125(2016) 5.2	
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(2016) 5.2	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(2016) 5.2	
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125(2016) 5.2	
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125(2016) 5.2	
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125(2016) 5.2	
チウラム	S46 環境庁告示第 59 号付表 5	
シマジン	S46 環境庁告示第 59 号付表 6(第 1)	
チオベンカルブ	S46 環境庁告示第 59 号付表 6(第 1)	
ベンゼン	JIS K 0125(2016) 5.2	
セレン及びその化合物	JIS K 0102(2019) 67.3	
ふっ素及びその化合物	JIS K 0102(2019) 34.4	
ほう素及びその化合物	JIS K 0102(2019) 47.3	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	JIS K 0102(2019) 42.6, 43.1.3, 43.2.6	
1, 4-ジオキサン	S46 環境庁告示第 59 号付表 8 第 3	

ヨウ素消費量	S37 厚生省・建設省令第1号別表2
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に示す方法
電気伝導率	JIS K 0102(2019) 13
塩化物イオン	JIS K 0102(2019) 35.3

③ 月例検査項目（圧送水）

- ・水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油、動植物油）、電気伝導率、塩化物イオン

- ・分析方法は詳細項目と同じ

※ノルマルヘキサン抽出物質については、鉱物油、動植物油に分けて報告すること。

④ 主成分分析（原水）の項目と分析方法

- ・水素イオン濃度、電気伝導率、ナトリウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、塩化物イオン、炭酸水素イオン、硫酸イオン

検査結果から水質組成図作成

項 目	分析方法
水素イオン濃度	JIS K 0102(2019) 12.1
電気伝導率	JIS K 0102(2019) 13
ナトリウムイオン	JIS K 0102(2019) 48
カリウムイオン	JIS K 0102(2019) 49
カルシウムイオン	JIS K 0102(2019) 50
マグネシウムイオン	JIS K 0102(2019) 51
塩化物イオン	JIS K 0102(2019) 35.3
炭酸水素イオン	JIS K 0102(2019) 25
硫酸イオン	JIS K 0102(2019) 41

分析方法は最新版の JIS に準拠すること。

3. 採取箇所(別添地図参照)及び試料採取日

- ・原水(沈砂槽)、圧送水(放流監視槽)の計2箇所。
- ・月例検査(圧送水)は、年間10回とし、試料採取日は市より指定する。
- ・詳細検査(原水・圧送水)は、年間2回とし、試料採取日は市より指定する。
- ・主成分分析(原水)は、年間1回とし、試料採取日は市より指定する。

※試料採取日は予め市より指定するが、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上、決定する。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

5. 計量証明書の提出

- ・検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、2部提出すること。
(詳細検査項目は採取時の写真等を含むこと)
(ダイオキシン類については、MLAPとして提出すること)

- ・電気伝導率、塩化物イオンについては、別途報告書(計量証明書)を作成し、提出すること。

6. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

7. 業務遂行上の遵守事項

- ① 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ② 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- ③ 業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ④ 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。